

稻城市立病院

借り上げ公舎のご案内



～緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち～

稻城市に住みませんか



稻城市立病院では、常勤の看護職員（看護師・保健師・助産師）を対象に、稻城市内の賃貸物件を借り上げる公舎制度を設けています。

当院の職員として長く勤務する意志、意欲のある方に、病院で借り受けた稻城市内の賃貸住宅に入居していただき、災害時や非常時には率先して対応していただこうとするものです。

《制度利用対象者》

- ・採用2か月前から、採用後1年未満の間に入居申請を済ませた者
- ・入居物件の契約満了日が、入居者が満34歳に達する年度末までの日付であること
- ・単身者であること（ただし、自ら扶養する子は入居可能です）

《対象物件》

稻城市内の賃貸住宅（お好きな物件を選べます）

※敷金、礼金、家賃などを1週間以内に振り込むことを条件とする不動産会社など、事務手続き上対応できない場合もありますので、ご容赦ください。

《入居期間》

- ・原則、賃貸契約開始日から2年間
ただし、以下のいずれにも該当する場合には、一回を限度として、原則2年間の更新をすることが出来ます。
 - (1) 病院と借り上げ公舎の貸主との更新契約が可能な場合
 - (2) 更新後の入居期間の終了日が、入居者が満34歳に達する年度末以前の日付であること
- ・公舎としての入居期間が終了した後でも、契約者を入居者の名義に変更することで、引き続き同じ物件に住むことが出来ます。（その際の名義変更手数料や更新料は入居者負担です）

《費用負担》

【病院が負担する費用】

- ・初期費用（敷金・礼金・仲介手数料等） 30万円まで
- ・月額賃料 月額5万円まで
- ・（公舎として更新可能な場合）更新料、更新手数料

【入居者が負担する費用】

- ・初期費用のうち、30万円を超えた額
- ・月額賃料等のうち、5万円を超えた額（毎月の給与から控除します）
- ・その他、生活に必要な費用
(電気、ガス、水道料金などの光熱水費、家財道具、火災保険料、駐輪場代など)
- ・物件を破損、毀損、滅失した場合の修繕費
- ・その他、病院と入居者の個別契約で定めた費用

*賃料の金額次第で、年末調整時に追加の所得税が発生する場合があります。

*制度を利用している間は、住居手当は支給されません。

《利用の流れ》

- ① 「借り上げ公舎入居申込書」を病院管理課に提出する。
(まずは申込書を PDF にしてメールで送付していただき、同時に郵送もお願いします。)
※4月採用者は、2月から申し込み開始です。
- ② 住みたい賃貸物件をご自身で探していただきます (稻城市内の物件に限ります)
※不動産会社に病院が契約者となる旨を必ず伝えてください※
病院への事前連絡なく契約を進めた場合、公舎制度を利用できなくなる可能性があります。
- ③ 内見を済ませ、「ここに住みたい」と目途が立った段階で、病院管理課にお電話で連絡ください。その際、不動産会社の連絡先と担当者を伝えてください。
- ④ 病院と不動産会社が賃貸契約を結ぶ手続きをします。(最短でも 2 週間かかります)
- ⑤ 病院と不動産会社の契約内容に基づき、病院と入居者の間で「契約書」を交わします。
また、入居者の負担する費用に対し、連帯保証人を立てていただきます。
契約書の連帯保証人欄を保証人ご本人に記入してもらい、病院に提出してください。
- ⑥ 入居開始日に向けて、引っ越し、電気やガスの開栓手続き、住民票の異動等の手続きを入居者自身で行ってください。

《注意事項》

- 物件の契約者は稻城市立病院になります。物件選びを始める前に必ず、病院管理課にご連絡ください。
不動産会社にも、公舎として居住する旨、病院が契約者となる旨を必ず伝えてください。
- 補助内容は、規則改正により変更する場合があります。
- 当制度は、東京都看護職員等宿舎借り上げ支援事業に係る補助金を活用しています。
病院が東京都に補助金申請をする際に、入居者の氏名や生年月日を報告する必要がありますので、予めご了承ください。

【問い合わせ】

稻城市立病院
事務部管理課庶務係

042-377-0931 (代表)

info@hospital.inagi.tokyo.jp



© K.Okawara · Jet Inoue
inagi city

【問い合わせ】

稲城市立病院

事務部管理課庶務係

042-377-0931（代表）

info@hospital.inagi.tokyo.jp